

# 平成 23 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

## 第 1. 総 論

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきたところであります。

しかしながら、急速な高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術の高度化などに伴い、国民健康保険においては、医療費は依然として高い水準で推移しています。加えて、低所得者や高齢者を多く抱えるという構造的な財政基盤の脆弱性と相俟って、長引く経済の低迷による国保被保険者の負担能力の低下等により国保財政は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、現政権では後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度に係る中間とりまとめが昨年 8 月に示され、各地域において公聴会が開催される中、12 月には一定の最終制度案がまとめられましたが、衆・参両院においては、ねじれ現象が生じることとなったため、平成 25 年度からの新たな高齢者医療制度の制度設計は、制度施行時期を 1 年先送りの方向であり、依然として混沌とした状況にあります。

国においては厚生労働省内の事業仕分けでは、審査支払機関の統合・競争問題が議論され、更には「審査支払機関の在り方に関する検討会」が同省内に立ち上げられ、審査の在り方を含めた審査支払機関としての今後のあるべき姿について、組織・業務の両面から多くの有識者により、広い視野で議論がされています。また、保険者が診療報酬の審査支払業務を国保連合会と社会保険診療報酬支払基金のいずれにも委託できる、いわゆる「相互乗り入れ」について、昨年 12 月 28 日に具体的な手続きを示した保険局長通知が発出され、早ければ平成 23 年 10 月から委託先を変更することが可能となりました。

更に、国保連合会を通じて保険医療機関・保険薬局へ支払う診療報酬の支払期日に関し、原則、20日支払いにする方針が厚生労働省から通知されました。これは、平成23年10月請求（11月支払い）分から電子レセプト請求の保険医療機関・保険薬局に限り支払いが早まることとなります。

一方、国民健康保険中央会においては、「国保連合会将来構想検討会」が設置され、国保連合会の存在価値を含めた今後の方向性等について議論を重ねられ、中間報告書としてとりまとめた上で、「審査支払機関の在り方に関する検討会」にも提出されました。

また、京都府においては、府民の健康確保に必要な医療サービスを将来にわたり安定的に提供できる制度の構築に資するよう、府内の疾病構造、市町村国保の保険財政等についての調査研究を行うことを目的として、「あんしん医療制度研究会」を平成21年度に立ち上げられ、更に平成22年度においても引き続き調査研究が行われているとともに研究会の報告書の中でも方向性が示された、市町村国保の都道府県単位化に向けて、市町村国保の事業運営の広域化と財政の安定化を推進するため、「京都府国民健康保険広域化等支援方針」が平成22年12月27日に策定されました。

国保連合会といたしましては、こうした状況のなか、保険者並びに関係機関との連携を図りながら、国保事業の健全な運営に向けて保険者の共同体として積極的に取り組みます。

本年度も主要業務である診療報酬及び柔道整復療養費審査支払業務の充実強化、医療費適正化対策の充実、保険者レセプト点検支援及び第三者行為損害賠償求償事務の支援強化を行うとともに、健康寿命の延伸を図るための保健事業の推進、後期高齢者医療制度の審査支払業務及び受託事務の遂行や特定健診・特定保健指導等の費用決済並びにデータ管理に加え、高額医療・高額介護合算算定業務、出産育児一時金の直接支払業務、更には子宮頸がん予防ワクチン等の接種の審査支払業務を行うなど、保険者等のニーズに応えるため、国保連合会が一丸となって支援を行ってまいります。

審査支払業務については、平成 23 年 5 月稼動予定の全国統一「国保総合システム(国保中央会開発)」の円滑な導入に向けて、万全の体制を図るとともに、業務処理の効率化、組織体制のあり方について検討し、保険者にとって有益なシステムとなるように推進してまいります。レセプト電算処理・画面審査機能による二画面審査の充実強化を図るとともに、審査支援・算定ルールのチェック項目や高点数レセプト審査の充実・拡大を行い、効率的・効果的な審査共助を行います。

また、今年度より新規事業として、「国保総合システム」の保険者レセプト管理機能を利用した「保険者レセプト二次点検」を受託し、保険者の事務軽減並びに医療費適正化の一環として積極的に取り組みます。

介護保険給付費審査支払業務、障害者自立支援給付費支払業務、介護相談苦情処理業務並びに介護職員及び福祉・介護人材の処遇改善を図るための交付金（助成金）事業の円滑な運営と介護給付適正化対策事業の推進に努めます。また、保険料（税）の年金からの特別徴収経由事務等を行います。

一方、資金の管理運用については、規定に基づき安全かつ確実に管理いたします。また、外部監査を定期的を実施し、内部監査の徹底を図るとともに、国保連合会財政について低金利施策と保険者財政の厳しい状況下、極力経常経費の節減に努力し、効率的かつ適正な予算執行に努めてまいります。

国保連合会に提供される個人情報及び保有する個人情報につきましては、個人情報の保護に関する規則に則り適正に取り扱い、個人の権利利益の保護の徹底を図ります。

## 第2. 事業の概要

### 1. 総会及び役員会等の開催について

- 1) 国保連合会全般にわたる運営方針を審議するための総会の開催
- 2) 会務運営の方策、事業執行等について審議するため理事会及び各専門部会の開催
- 3) 決算状況、財産管理等の審議のため監事会の開催
- 4) 公認会計士による外部監査の実施及び単式会計システムとのデータ連携による複式会計システムの導入
- 5) 個人情報保護委員会の開催

### 2. 保険者支援について

京都府が昨年策定された「京都府国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、保険者の共同体として、その信託に応えるため、京都府並びに保険者等との連携を密にし、諸問題について研究・協議をする各種研修会等を積極的に開催します。

本年度より国保総合システムの「保険者レセプト管理機能」を利用し、「保険者レセプト二次点検」の受託に取り組みます。また、保険料（税）収納率向上のため「保険料（税）収納率向上アドバイザー」の設置に向け、取り組みます。

- 1) 市町村長・国保組合理事者、国保運営協議会長、市町村国保主管課長・国保組合事務長を対象とした事業運営研修会の開催
- 2) 市町村国保運営協議会長を対象とした連絡会の開催
- 3) 保険者国保事務担当者を対象とした研修会の開催
- 4) 保険者等の事務軽減や医療費適正化を図るため、「保険者レセプト二次点検」の受託
- 5) レセプト二次点検支援システムを導入し、各レセプトの内容点検及び縦覧・横覧・突合点検を効果的・効率的に実施
- 6) 保険料（税）収納率向上のため、「保険料（税）収納率向上アドバイザー」の設置

### 3. 協議会について

国保の問題点を把握し、研究・協議を行うため、次の事業を積極的に行います。

- 1) 府内各地区協議会等への参画と事業経費の助成
- 2) 国保中央会並びに国保近畿地方協議会との協議及び連携
- 3) 全国市町村国保主管課長研究協議会への参加及び助成

### 4. 審査支払事務について

#### 1) 審査委員会における審査の充実強化

入院等高点数レセプトの増加及び複雑化するレセプト審査に対応するため、合同審査委員会等を通じて統一を図りながら、高点数及び入院レセプトの重点審査をより強化することに努め、また、画一的・傾向的な請求の保険医療機関等に対して、必要と認めるときは文書注意及び面談等を行い、審査の充実に努めます。再審査の申し出に対しては適正かつ迅速に処理を行うとともに、再審査結果の分析を行い、一次審査に反映させ審査の充実に努めます。

柔道整復療養費審査委員会については、疑義傾向のある施術所に対して文書注意及び面談等を行い、審査の充実に努めます。

本年度は審査委員の改選期にあたるため、委員の推薦については、関係団体と十分な協議を行います。

- (1) 審査委員会の開催
- (2) 審査専門部会の開催
- (3) 再審査部会の開催
- (4) 審査委員会連絡会（医科・歯科別）の開催
- (5) 合同審査委員会の開催

- (6) 常務処理審査委員会の開催
- (7) 審査委員会予備日の開催
- (8) 超高額レセプトの審査（国保中央会委託）
- (9) 柔道整復療養費審査委員会の開催

## 2) 事務共助の充実強化

- (1) 業務部所属職員が審査委員会に立会い、専門的な知識の習得に努めます。
- (2) 審査録の所見欄、文書注意及び面談の指摘事項を把握し、事務共助の強化に努めます。
- (3) 専任審査員等による職員研修により専門的な知識の習得に努めます。
- (4) 高点数レセプトの審査共助対象を7万点以上に拡大し、専任審査員の指導の下に事務共助の強化に努めます。
- (5) 画面審査機能における審査支援及び算定ルールのチェック項目の拡大を図り、事務共助の強化に努めます。
- (6) 画面審査機能により、一次審査において縦覧・横覧・突合点検を実施し、事務共助の強化に努めます。

## 3) 保険者レセプト点検事務の強化

- (1) 保険者巡回レセプト点検

平成 23 年度より、保険者へのレセプト送付方法のオンライン化に伴い、保険者レセプト管理機能が稼動することから、巡回レセプト点検（小規模保険者対象）については年1回とします。

- (2) 研修会及び地区別情報交換会

専任審査員並びに職員を講師とする全体研修会及び他保険者と情報を共有するため、地区別情報交換会を開催します。

(3) 専任審査員による保険者レセプト点検の支援

保険者のレセプト点検担当職員に対し、専任審査員による専門的な内容の指導・助言を行うとともに、保険者からの審査に関する相談に対応するため、専任審査員による相談日の積極的な活用を図ります。

(4) 保険者への情報提供

医科・歯科・調剤「レセプト点検ニュース」の発行により、保険者におけるレセプト点検の支援を行います。

**4) 研修（講習）会及び関係機関との連絡調整**

(1) 審査委員会長連絡会議、常務処理審査委員連絡会議及び研修（全国・近畿）

(2) 支払基金と国保連合会との審査委員会連絡会

(3) 社会保険指導者講習会（医科・歯科）、初任者医療事務講習会

(4) 審査担当専門研修及び審査支払担当職員研修（全国・近畿）

(5) 本会職員等専門研修会（随時）

**5. 広報宣伝について**

1) マスメディアを利用した保険料（税）収納率向上と特定健診の受診率向上のための啓発宣伝及びポスター作成・配布

2) 国保連合会ホームページによる国保連合会情報の提供（機関誌「京都の国保」含む。）

**6. 情報提供について**

1) 「国保連ガイド」「審査支払業務概況」の作成

2) 国保情報の提供及び「国保新聞」「国民健康保険の実態」の無償配布

3) 「グラフで見る京都の国保」「国保医療費の概要」「疾病分類別統計」の作成

4) 「京都府内保険者医療費マップ」の作成

## 7. 事業振興について

国保制度の改善強化と長期的安定を図るため、関係団体と協調し国保事業の推進に努めます。

- 1) 円滑な国民健康保険事業を推進するため、国及び府に対する補助金の助成要望
- 2) 「新国保3%推進運動」の展開
- 3) 「健康日本21」の推進

## 8. 保健事業について

国保法に基づき、生活習慣病の予防に着目した被保険者の疾病予防や健康の保持増進を目的に、各保険者が実施する保健事業を積極的に支援します。保険者の実施する保健事業の支援にあたっては、保険者訪問や意向調査などにより保険者の具体的なニーズの把握に努め、関係機関との連携を図ることにより推進します。

- 1) 健康総合対策事業委員会の開催
- 2) 健康づくり教室、健康体操、水中運動及びニュースポーツ体験教室等の開催及び市町村等が行う健康ウォーキング等への支援
- 3) 市町村健康まつり等、各種イベントへの積極的な参加（「健康くらぶ」「血管年齢測定器」等の貸出しと職員派遣）
- 4) 健康づくり等のパンフレット（冊子）及びウォーキングタオルの作成・配布
- 5) 国保診療施設協議会の運営支援
- 6) 保健事業に必要な医療情報等を保険者及び市町村保健師に提供
- 7) 被保険者教育用視聴覚教材等の貸出し
- 8) 医療費通知の実施
- 9) 京都府医療保険者協議会の運営支援



- 10) 京都府在宅保健師の会の運営支援
- 11) 京都府市町村保健師協議会の運営支援

## 9. 国保医療費適正化推進について

国保レセプトデータの有効活用として、各種情報提供を行うことにより医療費適正化対策事業の推進を図ります。

- 1) 国民健康保険長期入院者リストの提供
- 2) 国民健康保険重複多受診者一覧表の提供
- 3) 国民健康保険無受診世帯一覧表の提供
- 4) 疾病分類別統計（大・中分類別診療諸率一覧表）の提供
- 5) 特定保険者の医療費分析
- 6) 国保中央会データベースによる多受診者・重複受診者・疾病分類統計の全国比較等の情報提供
- 7) 後発（ジェネリック）医薬品普及促進に向けた利用差額通知の実施及び情報の提供

## 10. 第三者行為損害賠償求償事務について

医療費の保険者負担の適正化及び保険者事務の軽減を図るため、求償事務の支援を強化します。

- 1) 第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務の受託
- 2) 求償事務に係る相談及びレセプトからの第三者行為該当者等の情報提供
- 3) 第三者行為（交通事故）求償事務担当者研修会の開催
- 4) 保険者（主に未委託・小規模保険者）への巡回訪問による保険者支援

## 1 1. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業について

国保財政基盤強化策が4年間延長(平成25年度末まで)され、高額医療費共同事業の継続と保険財政共同安定化事業の見直しが行われた。なかでも、保険財政共同安定化事業は、都道府県が保険料の平準化や国保財政の広域化の観点から、京都府において平成22年12月に「京都府国民健康保険広域化等支援方針」が策定され、市町村からの拠出金の拠出方法の基準に所得割が導入されました。

今後も、「広域化等支援方針」により、対象医療費の拡大や拠出金の拠出方法の基準の見直しが検討されることなどから、京都府の方針・助言を受けるとともに、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会において協議を行い、実施します。また、引き続き超高額医療費共同事業に係る全国単位の「再々保険」に加入して事業の充実に努めます。

## 1 2. 特定健診・特定保健指導について

- 1) 「特定健診・特定保健指導等データ管理システム」により、保険者の特定健診・特定保健指導業務の円滑な運営を支援します。
- 2) 保険者の生活習慣病予防対策のための、特定健診・特定保健指導等法定報告結果データを提供します。

## 1 3. 保険者事務共同電算処理について

国保事業の安定化、医療費適正化対策及び保険者事務軽減に資するため、新規事業の開発等、保険者事務共同電算処理委員会を中心に検討します。また、医療制度改革等への適切な対応、各種出力帳票の見直し及びペーパーレス化並びに迅速な医療情報の提供を行い、国保総合システムの円滑な実施に努めます。

- 1) 保険者事務共同電算処理委員会の開催
- 2) 国保総合システムによる共同処理の拡大
- 3) 高額療養費算定業務に係る帳票の作成
- 4) 子育て支援医療費助成事業算定業務に係る帳票の作成

- 5) 年金受給権者に係る退職資格適正化リストの作成
- 6) 高額医療・高額介護合算制度に係る帳票の作成

#### 14. IT化の推進について

高度情報化社会の進展や情報処理の高度化に対応するためIT化を推進し、国保総合システムによる保険者とのネットワークを介した業務の充実を図ります。また、増大する業務量の対応、適正かつ効率的な事務処理に努め、保険者にとって有益なシステムとなるよう、更なる推進を図ります。

- 1) 国保総合システム（レセプト電算処理・画面審査機能、請求支払機能、共同電算機能、保険者レセプト管理機能）の安定稼働
- 2) 国保連合会・保険者ネットワーク及び国保連医療保険ネットワークを活用した業務の充実及び更なる業務効率化に向けた調査・研究
- 3) 保険者ネットワークセキュリティへの対策強化
- 4) 電子レセプト請求の推進及び医療機関等に対するレセプト電子化の勧奨
- 5) 国保データベースシステムの拡充

#### 15. 介護保険について

介護保険における審査支払業務及び共同処理業務の円滑な運営を図るため、国保中央会から示されるシステムの機能拡充を行うとともに、京都府策定の「介護保険適正化計画」をはじめとした介護給付適正化対策事業を推進します。

また、障害者自立支援給付費支払等システムによる支払事務及び介護職員及び福祉・介護人材の処遇改善を図るための交付金（助成金）事業の円滑な運営に努めます。

介護サービス苦情処理業務は、被保険者の相談・苦情について関係機関との連携を図り早期に解消できるよう努めます。

- 1) 介護給付費の審査支払業務及び保険者事務共同処理業務

- 2) 介護サービスの苦情処理業務
- 3) 第三者行為損害賠償求償事務
- 4) 介護給付費審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会の開催
- 5) 介護適正化対策事業保険者説明会、新規指定事業所説明会及び苦情処理担当者研修会の開催
- 6) 介護給付費の適正化に係る情報提供
- 7) 「介護保険業務概況」「介護サービス苦情相談事例集」の作成
- 8) 「健康介護まちかど相談薬局」にかかる研修会の実施
- 9) 介護事業者通報システムによる情報提供
- 10) 障害者自立支援給付費支払事務
- 11) 障害福祉サービス事業所新規指定説明会の開催
- 12) 介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材処遇改善事業助成金の支払事務

## 16. 後期高齢者医療制度について

診療報酬及び柔道整復療養費等の審査支払業務をはじめとした受託業務については、後期高齢者医療広域連合と協議を行い、後期高齢者医療審査支払システムを通じて円滑な運営に努めます。

- 1) 後期高齢者医療審査支払業務の実施
- 2) 後期高齢者医療の資格確認等の業務
- 3) 第三者行為損害賠償求償事務

## 17. その他

- 1) 重度心身障害老人健康管理事業の給付に関する支払事務
- 2) 被用者保険併用の福祉事業（重度心身障害、母父子保健、子育て支援医療）の審査支払事務
- 3) 京都市各種健診事業の審査支払事務
- 4) 高額療養費支払資金貸付事業
- 5) 診療報酬参考図書等及び保険者に必要な物資の斡旋等、保険者の共同目的達成に必要な事業
- 6) 指定公費負担医療費の審査支払事務
- 7) 出産育児一時金等直接支払制度の支払事務
- 8) 各種予防接種に関する審査支払事務
- 9) 職員の資質の向上と事務・事業の効率化を図るため職員研修を推進
- 10) 保険料（税）の年金からの特別徴収における経由機関業務の円滑な運営